

放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ（抜粋）

（平成 27 年 9 月 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会）

3. 課題と今後の方向性

（4）横断的事項

e) 法制度を含めた総合的な検討

ここまで点検してきたことを踏まえつつ政府一丸となって取組を進めるとともに、
現行の除染実施計画が終了する時期（平成 28 年度末）を目途に、現行の施策に一定の進
捗があることを前提として、改めて特措法の施行・進捗状況の点検を行い、特措法に基
づく一連の措置の円滑な完了に向け必要な制度的手当等を行うべきである。

なお、特措法附則第 6 条においては、「放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に
関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について」の検討が求
められているところであり、改めて特措法の施行・進捗状況の点検が行われた際には、
その点検結果を勘案しつつ、同条に基づく検討についても行うべきである。その際、放
射性物質が環境中に放出される事故等については、事故の規模や汚染の広がりなどの状
況に応じ、適切な対処の仕方が異なると考えられる点に留意するとともに、将来の万
一の事故に備え、特措法に基づく施策の経緯・経験・反省を正確に記録し、継承・発信し
ていくことが重要である。